

令和4年第10回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月20日(木) 13時30分～15時58分
2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室
3 出席委員

(15名)

会長	16番	中川和則
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実
(遅参委員)	12番	高原弘明
(欠席委員)	15番	佐々木昭英

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会議録書記の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 業務の経過報告
日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について
日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第8 報告第4号 農地転用事業計画変更申請の返戻について
日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について
日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について
日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第13 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳芳里

主事 鈴 森 玲 香 (産業観光課主事併任)

産業観光課

主査 民部田 一 成

6 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ちまして皆様にはお知らせいたします。5月1日より庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合は上着等脱いでもかまいませんのでよろしくお願いいたします。

また、本日の総会にあたって事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染予防のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して行いたいと思います。質問意見や討論等発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるようよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、15番、佐々木昭英委員から欠席する旨、12番、高原弘明委員から遅参する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和4年第10回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それではあらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、当職より指名いたします。11番、佐藤俊孝委員、13番、阿部江利子委員、14番、白澤和実委員にお願いをいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局、鈴森玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

議長

9月23日、銀河のしずく稲刈り体験ということで、私と事務局長が出席しております。場所は東徳田地内の●●●●さん宅の圃場で行いました。これに関しては、岩手医科大学の小川理事長さんを迎えて銀河のしずくの稲刈り体験ということで、JAいわて中央では病院食として銀河のしずくを納入してらるってというようなこともございまして、実際に体験してPRする趣旨で行われました。

10月に入りまして、10月4日、やはラヂ！放送ということで、佐々木博委員に対応をお願いしましたが、これは皆さんも聞いていたと思いますけども、大概聞いた方からは好評でした。農業委員会ではこのようなこともやるのか、すばらしいなということで、農業委員会のPR関係においても非常に良かったのではないかと思います。また、対応いただいた佐々木博委員には、大変ありがとうございました。

14日、農地転用現地調査が実施されております。出席者は白澤和実委員長、熊谷洋司委員、佐々木博委員、事務局ということで、煙山第4地割地内ほかの場所で行われております。

同日、あっせん会議を5役、事務局で実施しております。

今回、20日、第10回矢巾町農業委員会総会が行われている状況でございます。

以上、業務の結果報告をさせていただきます。何か質問、言いたいこと等ございましたら。ないですか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、それでは次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より補足説明させていただきます。

番号3番につきまして、相続人が町外在住者ではございますが、現在、営農組合で耕作している農地であり、耕作放棄地にはならないものと思っております。

また、ページをめくっていただきまして、番号8番につきましても、町外在住者ではありますが紫波町在住であり耕作放棄地にはつながらないものと考えております。以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。質疑等ございませんか。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

8番、佐々木博委員。

議長
事務局

はい、事務局。

10番、藤原幸藏委員のご質問にお答えいたします。皆さんのお手元にもあると思いますが、農業委委員業務必携に綴っております、農業委員会の会議規則というものがございます。その中の第27条に議事参与の制限というものがございまして、その中には「議事に参与することができない」という表現になっております。議事ということで、議案と解釈していいかと思っておりますので、報告案件については差し支えないと判断しております。以上でございます。

議長
藤原幸藏委員
議長

よろしいでしょうか。

はい。

それでは、日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局
議長
事務局
議長
事務局

(報告第3号 朗読)

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

報告第3号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

番号1番から12番については、市街化区域拡大に伴い宅地転用が決まっているため、今回解約するものとなっております。

また、番号13番から14番につきましては、農地転用のため貸借を解約するものとなっております。こちらの農地転用案件については、議案第2号に挙げられております。以上でございます。

議長
熊谷洋司委員
議長
熊谷洋司委員

それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

はい、議長。

はい、熊谷洋司委員。

5番熊谷です。着席して質問させていただきます。

ちょっと確認なんです、番号3の(亡)●●●●相続人●●●●さんとなっておりますが、これは相続は終了しているということでしょうか。それとも相続過程ということでしょうか。この相続人という表現が出ていますので、よろしくをお願いします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。番号3番の案件につきまして、(亡)●●●●相続人●●●●となっておりますが、こちらにつきましては、農業公社さんとの貸借が相続人名義となっております、相続前の貸借でございますのでこういうような書き方となっております。以上でございます。

熊谷洋司委員

相続は終了しているということですね。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えします。相続人という記載ですの
で未相続、まだ相続が終わっていないということでございます。以上でござ
います。
熊谷洋司委員 了解しました。
議長 よろしいですか。それでは、ほか質疑ございますか。
藤原幸藏委員 はい、議長。
議長 はい、10番、藤原幸藏委員。
藤原幸藏委員 10番、藤原です。相続が終わってないのを、受理したということ
ですか。中間管理機構のほうに。それ、相続が終わってないものをできるん
ですか。質問です。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 10番、藤原幸藏委員のご質問にお答えいたします。未相続であっても、
推定相続人の持分が過半数あれば、貸借も可能ですし解約も可能でござい
ます。以上でございます。
議長 よろしいですか。
藤原幸藏委員 それで、この計算はどれぐらいの土地を田んぼを含めてどれぐらい持っ
ていて、3分の2以上とか、そういうのを把握しておりますか。
事務局 事務局が確認する間、暫時休憩いたします。

(休憩 13:52)

(再開 14:08)

議長 再開します。事務局。
事務局 10番、藤原幸藏委員のご質問にお答えいたします。
こちらの解約につきましては、もともとこちらの農地につきましては●
●●●さんと●●●●さんお2人の名義になっておりました。持分はそれ
ぞれ2分の1ずつでございます。今回●●●●さんが亡くなられたため、
その相続人である●●●●さん、●●●さんは●●●さんの息子さんでいらっ
しゃいますので、相続について相続人になっております。その時点で2分
の1以上の持分が確定しておりますので、今回、●●●●相続人●●●●
という名称で解約書を作成いたしまして、押印していただき今回報告いた
しました。以上でございます。

議長 よろしいですか。
藤原幸藏委員 はい。
議長 それでは、ほかに質疑はございますか。
(「なし」の声あり)

佐藤俊孝委員

今の説明を、もう少し確認をしたいんですが、●●さんの耕作が難しくなったという理由ですか。白澤さんはこの194平方メートル以外に、どのような農地をお持ちでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

●●●●●氏の所有農地は、全部で8筆ございます。その中の3筆については、現在、●●●●●さんが耕作している農地でございます。そのほかの、北伝法寺第11地割にあります農地4筆については、面積が狭小で自宅付近の農地でございます。

今回の売買する農地につきましては、ほかの所有地については7筆とも北伝法寺にございますが、こちらの農地のみ煙山第10地割ということで離れております。こちらの農地につきましては、先程もご説明いたしました。隣接する土地につきましては全て別の方の名義になっておりまして、●●●●●氏がこちらを耕作するためには隣接する他の方の土地に入って耕作するような形になっております。

また、●●●●●さんはご高齢でございまして、ご自分で耕作することも難しいとのご相談がありまして、では●●●●●さんの方で今後は耕作をしましようということで、所有権移転が決まったものでございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員

今の質問に関連してですが、●●●●●さんが耕作が難しいという土地ですが、この土地が●●●●●さんに移る理由は理解したものの、残っている農地は●●●●●さんにお任せするものもあるというふうに伺いましたし、残りはまだ未定のような感じに聞こえるんですが、そのへんの事情はどうなのでしょう。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。残りの土地は、全部、●●●●●のほうで受けるということにしてあります。所有権は本家に売ってということで、内々に交渉をしています。以上です。

議長

今、白澤委員の方からご説明がありましたが、よろしいですか。

佐藤俊孝委員

今の状況、了解しました。

議長

はい、ほかに質疑がございますか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

皆様にお諮りします。日程第10、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は、転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

ただいま、遅参の通告のありました高原委員が出席いたしました。

日程第10、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第2号及び議案第3号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より議案第2号、第3号について補足説明させていただきます。

まず、議案第2号につきまして、こちらの申請地は、役場北西側約3キロに位置しております。西側には、●●●●●●●●の事務所と孵卵場がございます。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在している地域です。農地区分は平成31年に農振農用地から除外されたため、現在は第1種農地となっております。

続きまして、議案第3号につきましてご説明させていただきます。申請地は、役場南東側約3.5キロに位置しております。こちら、南側に隣接する農地につきましては、令和4年5月まで砂利採取を行っていた農地でございます。こちらも農地区分は農振農用地となっております。以上でございます。

議長

それでは10月16日に農地転用現地調査を行った委員より、結果報告等をお願いいたします。佐々木博委員、熊谷洋司委員の2名の方、お願いします。

佐々木博委員

8番、佐々木です。農地転用現地調査について報告いたします。

佐々木博委員

番号1番、●●●●●●●●●●のところでございます。付近の状況といたしまして、役場の北西側約3キロに位置し、北側は町道安庭線に隣接しているところでございます。市街化調整区域内にあり、農地を中心に宅地が点在するところでございます。

次に当該農地は、孵卵場の建設のため、平成31年4月18日に農振農用地から除外されております。隣接地には、●●●●●●●●●●の孵卵場があり、現在も稼働しております。しかし、老朽化が進んでいること、事業規模の拡大を目指していることから孵卵場の新設が必要となり、当該農地を転用することとなりました。農業用施設のため、開発許可は不要であります。

現地調査で、以下の点について確認をしました。

1番目、汚水については施設内の排水処理施設で処理後、排水いたします。2番目については、雨水については工場の周囲に水路を敷設し、一度、地下貯水槽で溜めた後に水量を制限して排出されます。3番目、水路は敷設し直すため、隣接農地への影響はないと思われま。4番目、隣接農地への日照についてですが、工場の高さが5メートル、農地までの距離が10メートルあるため営農に支障ないものと判断いたしました。5番目ですけれども、排気口を加湿することで、臭気や羽毛が外部に排出されないよう配慮されております。6番目、周辺住民からの苦情もなく、近隣住民とのコミュニケーションを取られている様子でありました。

以上のことから、当該農地の転用はやむを得ない案件であると判断いたします。以上でございます。

議長

ほか、補足説明がありましたらお願いします。白澤和実委員、ないですか。

白澤和実委員

質問があったらお答えします。

議長

あとは、熊谷委員、願いたします。

熊谷洋司委員

それでは5番、熊谷です。●●●●●●●●●●より申請がありました案件について、意見を発表させてもらいます。

現地で施工業者から作業内容について聴き取り調査を行った内容が①から⑤までございます。①として、農地内に仮設通路を確保することにより、町道を極力使用しないようにすること。②保安距離は東西で3メートル、南北に2メートルと適正に取られている。③給水栓は重機による破損を防ぐため、ポールを立てて確認できるようにする。3か所ありますので、3か所全部そうするようにと指示してきました。④隣接農地の方からは、事前に同意を得て申請をしている。⑤農作業の繁忙期には配慮して、工事を行うこと。以上のことを確認し隣接農地に営農上の支障がないことと当該農地の農地復旧に問題がないことを確認した。また、工事内容を記録し、適正に残すようお願いした。その上で苦情等があった場合は、真摯に良い対応するよう再度念押しをしてきました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。●●●●●●●●が農地転用したい件について、確認します。農業用施設であるため開発許可は不要であります。これは理解します。

ここで懸念する材料として、工場と言っているこの施設から汚水が出るということが当然想定されるわけですが、その汚水処理はどのような内容になっていますか。排水される水路から下流域に農業用水として利用する農地があるように見受けられますので、その影響を確認したいと思えます。

それからもう1点、今回この内容は農業振興に関わる施設、畜産振興に関わる施設というふうに見受けられるので、非常に重要な施設として当町としても位置づけしてこの振興を図るべきという点は当然理解するのですが、仮にですが、この会社が破産してこの施設が当然競売とか何かにかかけられというなこともあり得ないわけではないというふうに思うんです。

その場合、この土地に対しての条件というものをつけられるものでしょうか。その2点についてお伺いします。

それから、砂利採取の内容について確認をさせていただきたいんですが、前々回ですか、農地転用案件の中で問題として出てきた会社が今回また申請を上げてきたわけです。その後の苦情課題として、問題処理をしなければならない内容だったわけですが、道路を陥没してることに對して当事者が復旧などを行うとか行わないとか、そういう内容が苦情として出ておりました。それについて今回も同じようにまた道路を利用して、同じような苦情が出るのではないかなと思います。

これはこの前も各委員さん共有認識を持ってその問題課題を確認した次第でしたので、もう一度念を押して確認したいと思えます。それから、前回のときにもこの会社に念を押したものは、農地復旧後に農業委員会としてその内容を確認するということを念押ししてきて、会社のほうからも了解を得たものでございます。今回はそのようなことがあったのでしょうか、確認したいと思えます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目について、汚水が農業用水に入るのではないかといいところですが、隣接農地に入る農業用水については、今回工場を建設するに当たって、再度敷設し直しますので、こちらの農業用水に汚水が入ることはございません。

また、工場内の汚水と従業員のし尿等の汚水の2種類がございます。従業員のし尿等の汚水につきましては、家庭用の浄化槽を通りましてきれいにされた後、雨水と同じ管を通して隣接する水路に排出する予定となっております。また、工場内の汚水につきましても、施設内に処理施設を設けておりますので、こちらのほうできれいな水に洗浄した後にそちらも流すような形になっておりますので、汚れた水等が水路に流れて農業の営農に支障が出るような構造にはなっておりません。

また、2点目です。今回許可を通した後に●●●●●●●さんが破産等をして売買になったときに、農業委員会として何か規制をかけられるかというところがございますが、今回転用が正式になされて宅地化されれば、農地ではありませんので、そういった意味では農業委員会の制限はなくなります。こちらの場所については市街化調整区域内でございますので、建築する建物だったりとか建て替えした後の建物用途につきましては、都市計画法上の制限は以降も続くものと考えております。

また、議案第3号の●●●●●●●さんの一時転用につきましてお答えさせていただきます。道路について、前回の転用の際に近隣から苦情があったというところはどうされるのかということなんですが、今回の農地転用する場所ですと前回住民の方からお話があった道路は通らない計画となっております。

ただ、今回は砂利敷でアスファルト舗装がされていない道路を通るような形となっております。その下には鹿妻の水管が通っているものと思われる。そこを●●●●●●●さんの方でも配慮いたしまして、その町道を極力通らないように、できるだけ北側から入り口を取りまして農地内に仮設路を作りまして、そちらを運行することによって町道をあまり通らないような計画にしているということで、現地調査のときにお話をお伺いしております。

また、最後に復旧後に確認するかどうかにつきましては、先程熊谷洋司委員から意見のあったとおり、●●●●●●●さんに対し工事完了後に実際にちゃんとした工事がなされているかの確認をとれるようしっかりと記録を残すようにという指導は、当日農業委員さんの方からお願いしてきたところでございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員

関連して。農業委員が完了確認をしに行くんですね。その認識でいいでしょうか。

白澤和実委員

はい。議長。

議長

はい、白澤和実委員。

白澤和実委員

まずは工事の概要を、全部記録に残す。写真として記録を残してもらうことにしました。結果は栽培をしてみないと結局わからないので、後で農家の方が不満が出ないようにしてもらう、ということをお約束して帰ってきました。ですから、農業委員として後で確認するのではなくて、農家の方が苦情があったら、そこを対応してもらうということにしました。

熊谷洋司委員
議長
熊谷洋司委員

はい、議長。

はい、5番、熊谷洋司委員。

5番、熊谷です。先ほどの説明の補足をさせていただきます。

工事で復田後の圃場に砂利とかが混じって耕作しづらかったという苦情があったということから、先ほど白澤委員さんも申し上げましたが、工事の中身がわかるように工程写真を撮ってほしいこと。それと復元の埋め戻しの工程が分かる写真や書類を残してほしいこと。それから表土の覆土はくれぐれも丁寧に施工することということで口頭で要望してきました。以上です。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

11番、佐藤です。先ほどの内容について、疑問は持たないところではありますが、これまでの同じ●●●●さんに対して当委員会がお話してきたというところと若干違いが出てくる。その点について、疑問を持ってお話しします。

なぜかという、前回は地域から非常に苦情があってその●●●●さんという会社のやり方や対応に疑念を持った。その疑念を持った地域の方に対して当委員会がどのように対応するかというのが第一義的に出てきたところです。で、砂利採取工事後に、いわゆる砂利を採取して復田をして、その後に地権者の方とか、借りている土地であった場合は、その借りている方から苦情が寄せられた時に、対応としてできることとできないことが出てくるんですね。どうしても物理的な問題がでてきて。そういう問題を発生させないようにするためにどうしたらいいのかというところが、前回の一時転用の時の懸念点を整理したところであったわけです。

その時に出たのは、1回表土剥ぎをきっちり行って、それを別の場所に置いてもらう。砂利採取は、砂利採取法でしたか、法律の中にもいろいろ規制があってその中で整理されて行うものですが、農業としての関わりの比が少ない部分があるので、「農地の復田についてどのようなことを」というところで整理したものが、表土をきっちり分けて剥ぎ取りをし、次に復田の際に間違いなくその表土が戻されること、つまり混ぜないで戻すことですね。

それから、最後には、後々問題を残さないためにも、やったことを確認しましょうというところの視点で、当委員会もその確認をしますというように●●●●さんに言ってきたところでした。

そこで今回、その内容を踏襲してもらえていれば全然問題はないんですが、その点がもし踏襲されてないのであれば、その辺は次にまた重ねてお願いするべきものではないかなという思いで質問をしたところです。以上です。

白澤和実委員
議長
白澤和実委員

はい、議長。

はい、14番、白澤和実委員。

14番、白澤です。同じことを、●●さんには話をしてきました。

白澤和実委員

まずは説明をすることということで、周囲の方の理解を得る。それから前回あったかもしれませんが、今度、この図面が復田をするために、表土とその下の部分の図面を出してもらって、この図面に基づいて工事をした結果を写真に撮って記録を残す。

それから、表土は1か所に集めてもらって、この敷地の中でやる。ただし、さっきも言いましたが農業委員会で復田した後に見てもわかりません。これは、農家の方が栽培をしてみても初めてわかるもので、ですから長ければ1年、で、1年後に問題があっても説明と工事の手直しをしてもらうことを条件にして話をしてきました。

佐藤俊孝委員

よろしいでしょうか。

今の内容をもう少し確認しますが、要は●●●●さんのほうに栽培農家の方が問題があるぞと言った場合には、その問題を●●●●さんに繋げて、解決してもらおうんだという内容でよろしいですか。

白澤和実委員

そうです。

佐藤俊孝委員

その際に、当委員会はどういう立場で関わるんですか。

白澤和実委員

ここが一番難しいところですが、権限があって無いようなものなので。ただし、今回許可するにあたってこの条件を出したということは、今度は逆に言えば条件に沿わない場合には我々が是正をお願いをすると、勧告っていうのはないと思いますが是正をお願いすることはできるという、そういう立場で対応したいと思います。

佐藤俊孝委員

意見になるかと思うんですが、今回の一時転用ということについては、問題はないと思うんです。今まで問題になったのは、転用後の復田に対して、農業振興上障害となるような状況になった、例えば道路が壊されたとか、田がちゃんと復田されていないとか、いろんな状況が出てきたときに、一義的に農業委員会が今まで許可したから農業委員会に、というふうにお鉢が回ってきたケースが多かったんです。

それをどのように対策したらいいのか、どのようにしたら防止できるんだろうかというところを、前回も聞いて悩んだところなんです。で、それを解決するにはこういう内容であれば農業委員会としても了解するよ、と。一時転用をやる必要性について評価するよ、ただし、ちゃんと復田してね、と。その「ちゃんと復田してね」というところに対して、相手がどのくらい義務として関わってやってくれるか、それを担保したいところがあったので、くどくどと確認をしたり相手から同意を取り付けたような姿勢でやってきたというふうに思っております。

それで、今回の対応についても、内容については素晴らしく書類を整えたりしています。後の間違いが発生しないようにやるのが明確になっているように読み取れるので、いいとは思いますが、最後の詰めのところ

佐藤俊孝委員

我々は、今回この一時転用を認めるけども、復田しなかった時に農業委員会がどのように関わっていけるのかな、と。それを証拠書類として確認をしました、本当にやるというふうに●●●●さんも事前には約束していただいている、ただしそれが履行されないときにはどうするんだという話に戻ってしまうところなので、我々もそれに関わりがずっと続いていくのかなというふうに思うところです。

苦情が出てきてから対応するというのもあるとは思いますが、苦情が出ないうちに確認をして、ということが対策だというふうにも感じます。この辺をお諮りしたいというふうに思いました。

川村良道委員

はい、議長。

議長

はい、6番、川村良道委員。

川村良道委員

はい、6番、川村良道です。実は、この●●●●さんが手掛けるこの現場ですけども、実際は砂利を取ると言いながらも湿田の場所なんですね。なかなか、砂利は出てくるかもしれないんですけども、復元するのに多分前回かなり砂利が混じっていたということみたいなんですけれども、やはり表土を取っておいてその表土を埋め戻した、均質に敷きましたと言っても、ひょっとしてそこに水が滲みってきて、せっかく表土を敷いてもどうしても水が浮いてくるということとか、どうしても考えられる場所なんです。

ですから、●●●●さんも一生懸命やると思うんですけども、先程佐藤委員さんが言われるように、やはり戻した後の現地確認は、1年後じゃなく、まずやりましたっていう時点で確認にされたほうがいいんじゃないかと思います。で、実際、スコップで掘ってみて、表土がどのくらい入ったのかとか、それから水が滲みできていないかどうかとか。こういったことはですね、作業が終わった後、委員でもいいし、実際地権者の●●さんとか●●●さんとか、この方々であれば農業に詳しい方ですし、皆さん、3名ぐらいで農業委員を含めて現地確認をされた方がいいかな、という気はいたします。

議長

いろいろご意見がございましたけれど、皆様のお考えはいかがでしょうか。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。見ること自体は賛成ですけども、実際問題として耕作する前に分かるかという、多分どれだけ経験があっても分からないんじゃないかと思います。だから工期が3月なら3月に見るか、時期をまたいで11月に見るかという議論だけで、見ることに対しては何も異論はない。

佐藤俊孝委員

白澤さん、例えばですよ、●●●●さんのほうから完了届が出されて、復田されたという状況になったときに農業委員会が立ち会って確認をする、完了届を受けて、それで事務処理をしなければならないので、その時点で例えば1回目の農業委員会の確認を行う。ただ、白澤さんがおっしゃるのは、営農してみないとわからないこともあるので、その時点でまた苦情があった場合は、●●さんの方に農業委員会としても繋げて、その処置をしてもらうなどの内容があったら、後々苦情が出ても対応しやすいものではないのでしょうか。

白澤和実委員

今の状態が、本当に水はけがいいのか、石がないのかっていうのを見ないで、我々は許可を出す。だけど、3月に工事が終わって田植え前に返してもらって、その時に同じかっていう確認を取るのに、今の時点で見なかった部分を取って見るというわけにはいかないのです、どうしたものかな、と。

だから、終わった後で悪いけど、3月で終わっても11月に営農が終わった後で評価をもう1回受けるということをお願いをした。なかなか難しいと言うのかな、現実的に。見たって、同じところを例えば今の状態を復元するっていうのは、同じになったかっていうのを確認するのが難しい。現実的に言うのは簡単だけでも、見るのは難しい。

佐藤俊孝委員

確かに、工事というのは、圃場整備の工事の中では、その専門技術者が確認をするので、それが間違いなく田になっているぞというのは確認できるんですが、農業委員がそれを確認ができるかというのは、これ結果があるから難しいと思います。

ただし、先程川村良道委員さんが言ったとおり、スコップでそこを掘って見て、その表土たるところに砂利が入ってなかったとかということは確認できるわけです。

ですから、どこかの段階で農業委員として現地確認をして、「きちんと完了されている、復田状況にある」という確認をして営農してもらって、地権者からその営農の中で課題なり問題が出てきた場合、その要望を受けて、●●●●さんの方に再度その内容を当委員会としても繋げる。それらの措置をすれば、より一層確実にしそうな気がしますね。

熊谷洋司委員

いいですか。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。白澤委員さんのおっしゃることを許可条件にできるのであれば、許可条件にしたいと思います。なおかつ、その耕作者が1年間耕作した上での意見をどういう結果だか聴取して、それを精査して許可条件に合致しなければ施工し直しをってもらうという条件をつけられればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。許可要件としては、あくまでも一時転用ですので「工事完了後は農地に復旧すること」という一文ですけれども、こちらを上限としているような形でございますので、その「農地に復旧すること」というところですので、営農できない土地の状態に戻すということは「農地」ではないので、「農地に復旧して戻す」ということは「営農できる状態でお返しします」ということですので、そちらで読み取っていただいているのかなと思います。その一文以外に加えて条件化するというのは、少し難しいのかなと思います。

その工事前の状態に100パーセント戻すというのは、工事前の状態を100確認した状態で工事に入らなければいけないので、その状態を条件とするというのはちょっと厳しいかなと思いますが、もともと一時転用は農地に復旧することを条件にしておりますので、農地に復旧されているかどうかを農業委員会で確認して、もし営農に適さないような状態で所有者さんに返しているのであれば、営農できるような状態に直すよう事業者さんに指導することは可能かと思えます。以上でございます。

熊谷洋司委員
議長
熊谷洋司委員

はい、議長。

はい、熊谷洋司委員。

5番、熊谷です。今、藤原事務局員から話がございましたが、それであれば工事着手前に、圃場の例えば4か所ないし8か所を試掘しまして、それを地権者と施工者の●●●●さん、それから農業委員で確認して、それを資料として残しておいて、工事終了後にまた同じ数か所を試掘して確認されたらば、最低限こういう不具合は防げる可能性があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

施工前の確認まで、というような対応で話を進めなくてもいいのではと思います。要は、農業委員会が一時転用を許可する、しない、どちらかな、という確認をしたいというところが、今の論点であるところなんですが、問題なのは「復田されているか」というところに絞り込むべきだと思うんです。

そのときに「どうやったら防げるのか、どうやったら地権者から苦情は寄せられないのか」というものを農業委員会としてどういうふうに見守っていけるかというところを、白澤委員さんも頭をひねったようですし、前回に川村委員さんと私と一緒に現場に赴いて同じように頭をひねってきたところです。

佐藤俊孝委員

ここの点の共通するところは、繰り返し申し上げますが、地権者が●●●●さんになかなか言い出せない、後になって「あのやり方はいかがなものか」というふうに出しの話が出てきて問題となった。

または地域の民生安定において非常に重要な道路がいろいろ傷んでしまって、●●●●さんに言いづらいから農業委員会なり、それから町の道路担当課の方に苦情が寄せられている。こういうことを踏まえたときに、どこまでのことができるかということが今回の課題論点だったというふうに思うんです。

申し上げたいのは、白澤さんと私の意見はほぼ一緒なんですけど、どの点を確認しておけば、最良なんだろう、要は、ちゃんと復元されたな、というところを農業委員会も確認する、又はその内容を地権者が確認されて、その苦情を何とか要求する。

その辺の一連のところは一緒なんですけど、どこまでのことをしたらいいいのかなというところを、今回は話の問題として捉えて整理した方がいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

今、佐藤委員がおっしゃった確認ということは、何か尺度がなければ確認にならないじゃないですか。目視でできる、口頭でできる、という何か抗議したい場合はそれを遡って検証できるものがなければ確認ができません、物理的には。そういうものを残さない上で、心情的な確認と言っても確認にはならないんじゃないですか。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

まず、これ、みんなにはあげていないんですけども、この表土の部分と、この資料、碎石、石が入る図面が出されまして、これに対して、多少差があるにしろ、写真を取って工事をする。これがあると、まずはやった工事、見えない下の部分がこのとおりしているかということは、まず写真で見るとしかないと。5メートル下まで本当に掘って見るのかというところがありますし、5メートルという、下にある碎石、砂利を取るといふことに対して、5メートル先を見るというのはなかなか難しい。

でも写真があって工事記録があれば、今度は、そのとおりやっていないんじゃないか、というクレームをつけること、なおかつ、最低限春に復田したという確認はしつつ1年後の秋に1年間耕作した結果を見て、この意見を耕作者から聞いてフィードバックをこの業者にしてあげるといふことで、この耕作者の不満を消すことができるのではないかということ、今回はこの二つだったんです。

白澤和実委員

まずはこの記録を残すということで、なおかつ復田をして、結果を見てまた手直しをしてもらうっていうことを、秋であれ春であれ修正をするということを約束させたってというのは、多分今までなかったことではないかなと思うんです。

これを掘ってみるとかね、5メートル以下まで掘って検査をするとか言ってもなかなか難しいし、施工業者も来なくなってしまうと思うんです、あまり難しくすれば。

手直しはやってくれると。ただ、手直しをやっぱり農業委員会で聞いて、橋渡しはする必要がある。この時期に関して私と佐藤さんの意見が違うのは、春という工事完了時点、私は1年後にはもう1回再評価をしないと復田が分からない、ということだけだと思うんですね。論点で差があるのは。

私は皆からの意見は、工事完了時点と1年後どうするかということを議論してもらえればいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

11番、佐藤です。

最初にまず熊谷さんの意見ですが、現状を確認するというのが、その判断を持つ基準でもって、採掘するような状況から始まるわけです。圃場整備事業であれば、現状の田に対して表土が何センチあって、その施工方法がどこまでなどチェックした上で、その圃場の状況の評価をするわけです。それにも当然経費はかかります。

今回ですね、そのような経費がないままの状況で現状を確認する行為は、農業委員会としてしていないわけです。転用をする・しないを判断する立場の意見を我々は求められているので、そこに対して提供できるかできないかをまずは確認する。そして転用許可をしたのちに復田されている状況がどうであるか、その部分を確認することも求められてるから、今の話を展開したんです。

事前にやることとなる調査を普通にやっていれば、熊谷委員さんがおっしゃったとおりになるわけですが、そこまでの権限は皆さんに無いわけですから、そこは難しいと思うんです。資料が行われている状況のもとで、どういうふうに今回の案件を判断しようかということから、論点を広げていただければわかりやすいのかな、と思います。

それから白澤委員さんの今おっしゃっている内容は、これはもう今回、資料整備を見て非常に掘り下げて業者が間違いないようにするんだなというところを整理されているので、非常にいい資料だと思います。で、砂利採取法の中で5メートル掘り下げて、砂利のある無しにかかわらず確認してあった場合は掘り下げるわけですね。無ければそこは掘り下げないわけですね。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

佐藤俊孝委員

でもそのまま埋め戻しするのかしないのかは、その施工業者の作業ですので、同じような土を持ってくるのか、その土をそのまま入れてしまうのか、そこまで我々も、この復田の中では立ち入れないところだと思うんですね。立ち入れるのは、一番重要である表土。最低15センチの厚さなり、同質のものかそこに置かれてある表土かどうか。そこに転石なりが混じっていないか、その辺を吟味してあげるのが最初で、最低限の内容じゃないかなと思うんです。

そのタイミングをいつの時点にするか、というところが今、論点になっているやに思います。完了した時点で行うのか、営農した後に営農に支障がないようになっているかどうかを見守って行って、あった場合はすぐ苦情として受け付けて、農業委員会もその中に展開を進めていく、その時期の違いじゃないのかなというふうに思います。

この辺を議論いただければ、整理できるのではないかと思います。以上です。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。私も言葉が足りなかったと思います。

私が試掘というのは、表土の部分の試掘ですから、1スコップないし2スコップの範囲です。白澤委員がおっしゃったように、●●●●から、掘削断面図が出ていました。例えば砂利を取ればその砂利の分の土が当然不足しますので、その不足をした土の搬入経路を、場所を指定して明示してあります。

ですから、提示された図面のとおり施工して、その施工の順番がわかる写真があれば、その施工手順の取り次ぎができるわけですから、確認は図面でもできます。

なおかつ、その砂利を取った土の代わりに入れた土が、その沈下厚は1年後に下がると思いますので、それを1年後に復田・耕作の状況を見て何か支障があれば、その下がった分の表土の分を補填してもらおう、ないし、試掘すると同程度、例えば15センチの表土の部分が10センチだったとか、判ると思いますので、それも1年後の耕作後に試掘して見れば判るのかなと私は思ったので、そういう話をさせてもらいました。いずれ、●●●●が出してきた施工断面のとおり工事してもらえれば、大きな苦情は出にくいのかなと思っています。以上です。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。砂利採取の対応なんですけども、実は私が農業委員になった時に、遊休農地になっているってということで、紫波町との境、ちょうど土橋の圃場だったと思うんですけど、3反歩の田が誰も耕してくれなくて困ったということで見に行った経緯があるんです。

そのときに、見た目はすごくきちんとした砂利もない、大きい・・・これぐらいの砂利はありますけれども、そんなに凸凹でもないし、かなり周りもちゃんとなっているのに「なんでここだけ？」と言ったら、砂利取りをした後だって言うんですけども、耕してきれいだからってことで機械で耕したら、シャフトが折れるぐらいの・・・こういう石がゴロゴロ出てきたって言うんです。

それが、一面にあるわけではないんです。所々にそういうのが入っている。「なんでだろう」と言ったら、結局、埋め戻す際に山の土を持ってきて埋め戻したんだけど、山の土ですから当然石とか、もう小さいのじゃなくて大きい岩石に近いようなものが入っていて、それを下に入れて表土をかけたから実際目で見て端のところを何か所か掘っても全然気づかないわけです。

初めてトラクターを入れてダーっと打った時点で、シャフトがガンガンぶつかって折れた、と。そういう状況があるので、今、工事が終わって4か所穴を掘ってみるって言っても、結局は無駄なことじゃないかなと思うんです。

私が思うには、白澤委員さんのおっしゃる、やっぱり耕してトラクターを入れてみて、表土は20センチくらいなんですけど、実際はもうちょっとトラクターで走れば、やっぱりもうちょっと掘ります。田を掘り起こすと思うんですけど、それをやってみて初めて元に戻してちゃんと働けるような状態になったかなっていうのを確認するのが一番効率的だと、皆さんの話を聞いていてそう思ったんです。

全部、田にあちこち穴をあけて広く見られればいいんですけども、結局もうこんな大きいのがゴロゴロ入ってたらもうアウトなんです。

そのときに「これ直せなかったんですか」と聞いたら、結局その人本人が働いてるんじゃないかって、田を借りていた人が働いてくれたので、もうその人は折れた時点で「もう、これ稼げない」ってポンと投げちゃって、所有者はそれをなぜっていうのがわからなくて、しばらく放っておかれたんです。それがわかって、もう周りに聞こえてるから、あそこの田は入れない、働けないから誰も使ってくれない、というので遊休農地になって私たちのところに回ってきたという経緯で、たまたまそこで働いていた人から内容を聞いて、この石がゴロゴロ出ているというのを初めて知ったんです。

それを農業委員会も知らなかったし、そういう状況があったので、この採取業者が取る時に埋め戻しをしてどうしたらいいかと言ったら、やっぱり白澤委員さんが言ったように、1回トラクターで打って確認をして駄目だったらすぐ連絡をもらって対処してもらおう、もうそれしかないと思います。

阿部江利子委員

今回いいのは、その工程の作業の途中の写真も撮ってください。それで途中経過はある程度見られますので、逆にそういうものを出してもらって業者に対しての、きちんと対応をしなければという姿勢になると思うので、そういう状況でしかないんじゃないかなと思いましたけれども。以上、意見でした。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

今、阿部委員さんからもお話を伺って同感だったんですが、私も長年、圃場整備の発注者の立場で工事監督をずっと行ってきて、その視点でもって物を言うところが若干あったので申し上げたものですが、●●●●はこの施工においては建設業法の規制をそのまま受けます。

これはもう施工において瑕疵があったりした場合には、その都度瑕疵に対して償わなければならない。それをやらなければ、その建設業務の登録業者が外されて生業ができなくなってくるわけです。

それからもう一つは、この許可をする保健所さんが求めた書類、これが先程来ここであからさまになっている書類もその中の一部だという意味で拝見していましたので、このとおりに施工するだろうと我々も良識を持って見ればそれでいいはずです。

それで一番厄介なのは、何度も言いますが施工したのに対して農業者がそれを受け取れるかというところ。復田という内容で受け取れるかというところを、どのようにしてあげたら農家から苦情が来ないようにできるのだろうかというところに絞っていいのだろうかというふうに思って、先程来その意見を述べておりました。

大変、折衷案のお話の内容を進めてしまっていて恐縮なところがありますが、これまでの経緯を踏まえたときに、完了確認を受け取るので完了届の内容は許可をする立場として確認をする。そして白澤委員さんが先程来おっしゃっているように、営農した後に苦情が出た場合、その苦情に対して農業委員会が入って行って、その苦情処理をする。そういう内容について、今のこの案件について許可する場合の条件としてはいかがかなと思ったところです。以上です。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。今、佐藤委員さんから説明がありましたけども、私も同感なんですが、阿部江利子委員さんがおっしゃった大きな石が出たということは、それが出るということはですね、正規の埋め戻しの方法をしていないんです。

熊谷洋司委員

5か月ぐらいの期間、砂利を採取してそこに川砂利を入れる分には構わないんだけど、その上にその覆土する土が正規の土じゃなくおそらく1メートルぐらいまで現在のその土地の保留の土で埋めて、その上に不足分の土として玉砂利を入れたり大きな岩ズリを入れたから現況としてそれが浮き上がってきたもので、その正規の5メートルぐらい深い位置に玉砂利を入れる分には浮き上がって来ないと思われるので、今回●●●●で出された施工手順のとおり図面どおり施工されれば、そういう大きな石は浮き上がってくる危険性はないと思います。

あとは白澤委員さんがおっしゃったように、1年後に苦情がなければそれで認めると。結局、施工後2年間の瑕疵担保期間がありますのでその範囲内に入ると思われるので、何か異常があった場合はそれを根拠に指示するということがでいでしょうか。

(「議長、まとめてください。」の声あり。)

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局よりご相談いたします。先程の11番佐藤俊孝委員さんや13番阿部江利子委員さんからのご意見で、現地を確認すること、また1年後に営農ができていないか確認することについてお話がございましたが、完了報告を受けた後、現地を確認すること、また1年後営農ができていないか確認することにつきましては、条件としてつけなくても農業委員会として当然の権利だと思いますので、そちらについては条件に付す必要性はないかと思えます。今回、農業委員さんからいろいろなご意見をいただきまして、事務局としてご提案なんですけれども、完了届を出していただいた際、農業委員会事務局としては、総会に報告案件とさせていただきます。

今までですと、何日に終了しましたという簡易的なもの、議案書の内容のみでございましたが、その際にいただいた資料等も添付しまして、そちらで報告案件として挙げさせていただきたいです。1段目、その時点で農業委員さんには書類を確認していただく。その時点で何か疑問に感じるものがございましたら、事業者を確認する、現状を確認するという対応をとらせていただく。また、その時点で問題がないと判断した場合でも、1年後だったり半年後営農した後に苦情等がある、または農業委員さんとして必要と判断されれば適宜現地を確認して、その時点で必要性があると感じれば業者にお繋ぎしまして、農地に復旧するように、こういった苦情が入っているので直すように、というお願い指導するということがよろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員

もう一度、手順を教えてください。今の手順を。

事務局

施工が終わりましたら、完了届を今までどおり出していただきます。

事務局としましては、完了届が出た旨を総会で報告案件とさせていただきます。ここまでは今までと同じ手順でございます。

事務局

今までの報告案件につきましては、書類1枚のみでの報告とさせていただいておりましたが、今後は添付資料としまして、実際に出していただいた完了届を添付させていただきます。

そちらを確認した上で、農業委員さんに現地調査が必要かどうかを確認していただきまして、もしそこで必要な場合はその時点で現地に確認しに行くという形をとると。もし、その時点での復旧が写真等で確認した上で特に問題ないと判断した場合であっても、半年、1年後又は苦情が出た時点で必要と判断されれば、農業委員さんが事務局を帯同しまして現地を確認しに行きまして、施工に問題があると判断された場合は業者をお呼びしまして直すようにとご指導するという形でいいのかなと思いますが、農業委員さんとしてはいかがでしょうか。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。意見書で一番最後に記載していましたが「工事内容を記録し適正に残すようお願いした」ということは、これは施工手順とそれから写真を含めて言っていますので、これらも求めてください。そうでないと検証はできないはずで、これはそんなに手間がかかる工事ではありません。スコープ1本と写真があればできますので、極端に業者の負担にはなりませんので、これも必ず残してもらうようにしてください。お願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

5番、熊谷洋司委員のご意見にお答えいたします。

私も現地、15日に対応いたしました。農業委員さんから業者に対し「記録はきっちり残しておいて写真をしっかり残すように」という指導をしているのを私は聞いておりますので、実際に完了届が出てくる際には、最低限必要とされているのは完了後復旧した後の写真のみではございますが、手順等も今回現地でお話した際に残すようにという指導をしてきましたので、求めることはできるかと思っておりますので、完了届を受け取る際にはそのように求めたいと思います。以上でございます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

事務処理の流れとしては、藤原さんがおっしゃった流れでよろしいんだろうというふうに理解します。で、完了届が上がってきて、その内容でその現地調査が必要かどうかという判断を行うために、何をもって判断するのか。その辺は後でもいいですから、必要とする書類で判断するのか、その本人に来てもらってどういう施工状況でやったのかということ聞き取った上で判断するのか。

佐藤俊孝委員 その辺はお任せしたいと思いますが、我々委員が書面を広げて完了届が出てきてその判断をする立場になった時に何をもって判断するかを考えていただきたいというふうに思います。以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員のご意見にお答えいたします。実際に、どのような書類まで出していただくのか、完了届を出していただく際にどこまで求めるかについては、事務局内でも再度ご相談いたしまして添付させるようにしたいと思います。ありがとうございます。

議長 それでは、今、この件に関しては事務局のほうからもいろいろ完了後のチェックとか実施するという方向で説明がありましたし、また白澤和実委員からもいろいろ説明、ご指摘、業者とのトラブルがあった際は修正してくれるというような確約も得ておりますので、そういった今までやっていなかったようなことを完了後にするというので、この案件は進めてよろしいでしょうか。いいですか。

その他、この件に関して何か質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしということで、質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。討論等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。

それでは挙手により表決に入ります。先程の、施工後のチェック等を行うということと、終わってからのトラブル等があった場合にどういうことを行うかの説明がございましたので、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

それでは次に進みます。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。次の案件は、私の法人の案件ということで議事参与の制限により退席の許可をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。

川村和男委員 はい、わかりました。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。今の6千円の件なんですけれども、農事組合法人となんさんは、畦畔の草刈を耕作者の方がするのであれば6千円、自分でやるのであればプラスした金額というように、●●●自体で決めていると聞いたんですけれども、例えばこれ、●●●さんではないところに契約が行った場合に、この●●●さんの条件でお願いしますっていうのを、持ち主の方がそういうお話で6千円で決まったんでしょうか。それとも、これは矢巾の現状だとこれぐらいでどうでしょうかという話は出なかったんでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。

こちらの案件につきましては、所有者さんのご意向で、農事組合法人となんが間に入って室岡と桜屋に貸借を決めた状態でございます、6千円についても所有者さんの同意の金額と聞いております。以上でございます。

阿部江利子委員 了解いたしました。

議長 よろしいですか。ほか、質疑等ございますか。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。直接内容とは違うんですけども、番号1番のB、北郡山の●●●●●さんですが、●●●●●●ではないかとの確認でございます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、佐々木博委員のご質問にお答えいたします。

申請申出書を確認したところ、●●●●●さんの●●●●●は●●●●●でございますので、大変申し訳ございませんが、訂正していただければと思います。よろしく願いいたします。

佐々木博委員 はい、了解しました。

議長 ほか、質疑ございますか。

星川忠博委員 はい、議長。

議長 はい、9番、星川忠博委員。

星川忠博委員 9番、星川です。これの関連で、●●●さんの自分の田は1,750アール、17町5反で、借りているところが14町5反となっておりますが、●●●さんの経営は15～16町だったような気がしたんですが、この辺をちょっと確認します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 9番、星川忠博委員のご質問にお答えいたします。

●●●●さんの経営状況につきましては、今回の貸借の際にお出しただいている申請書に記載の面積を記載しております。今、農地台帳上の経営面積につきまして確認しましたところ、10町8反程度となっております。こちらには相対の農地等は入っておりませんので、そういった関係で実際の経営面積は申告数値かとこちらで判断いたしまして、申告いただいた面積を記載したものでございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。

星川忠博委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 はい、それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 はい、討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。次の案件は、私が所属する●●●●●●●●の関連でありますので、退席の許可をお願いします。

議長 藤原委員から退席の許可の申出がありましたので、藤原委員について議事参与の制限により退席を許可します。

佐々木達也委員 はい、議長。

議長 はい、佐々木達也委員。

佐々木達也委員 2番、佐々木です。同じく煙山管内の●●●●●●さんと●●●●●●さんが入っていますので、私も退席した方がよろしいですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 法人で理事であるとか、親族であるような関係性でなければ退席の必要はありません。

佐々木達也委員 はい。すいません。

議長

10番、藤原幸藏委員の退席のほか、議案第5号の詳細説明員を入室させます。

4番、白澤克美委員、12番、高原弘明委員、14番、白澤和実委員が着席し、10番藤原幸藏委員が退席、詳細説明員が入室するまで休憩といたします。

(休憩 15:49)

(再開 15:50)

議長

では、再開いたします。

日程第13、議案第5号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第5号 朗読)

議長

この議題に関しまして、詳細説明を町産業観光課の民部田一成主査にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

説明員

はい。産業観光課の民部田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料は別添、A4横の左上に農用地利用配分計画と記載のあるものになってございます。(案)を付け忘れたんですけども、(案)が入ることになっております。

一つ目から説明をさせていただきます。

1件目が、●●●●●から●●●●●さんに配分案を作ったものになっております。現在の耕作者であります●●●●●から再配分の申し出がありましたので計画案を作成したものになります。次のページの優先順位表の中の優先順位におきましては、優先順位検討一覧表における比較検討の結果、その次のページにございます現在の経営農地と隣接しております●●●●●氏に配分計画案を作成したのとなっております。

一つ目が1件目となっております。

続きましてその次です。同じく再配分の手続きになっております。現在の耕作者であります●●●●●から再配分の申し出がございましたので、計画案を作成したのとなっております。

同じく優先順位の検討表の中で配分理由におきましては、優先順位検討一覧表における比較検討の結果、同じく現在経営し耕作している方、隣接しております●●●●●氏に配分計画案を作成したのとなっております。

続きまして、同じく再配分の手続きとなっております。現在の耕作者であります●●●●●氏から、再配分の申し出がございましたので、計画案を作成したのとなっております。●●●●●につきましては、対象圃場があります三矢巾地区の人・農地プランの中心経営体であります。優先順位検討表の中で、地域内の話し合いによる中心経営体や適格団体への集積やその集積に協力するため該当することから、地域の担い手への再配分ということで配分計画案を作成したところでございます。

説明員 3件それぞれ、全配分先との協議済みということになっておりますので、併せて申し添えます。以上説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは今の案件に関して、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。質問ではなく要望です。誰とは言いませんが、1番目の方、管理が非常に悪くて周囲の方にも田の草刈りしないと云われるので、これに注文を付けてしてほしい。私も彼はよく話はしますが、今度また基盤が違う所に飛び火してしまうのかな、と憂慮しています。要望です。

説明員 要請として承ります。

白澤和実委員 はい。

議長 ほか、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第5号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

詳細説明員が退室し、10番、藤原幸藏委員が着席するまで休憩といたします。

(休憩 15:56)

(再開 15:57)

議長 再開いたします。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でした。

(終了 15:58)

以上は、令和4年10月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第10回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
